



栃木県公報

令和6(2024)年
12月3日(火)
第559号

目次

告 示

○地籍調査の成果の認証	871
○公共工事に係る発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表方法	871
○道路の区域の変更	872
○道路の供用開始	872
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	873
監査委員	
○監査の結果に基づく措置状況の公表	873
調達等公告	
○入札公告	876

告 示

栃木県告示第542号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6(2024)年12月3日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
益子町	益子町大字大沢の一部	益子町大字大沢の一部 (大沢Ⅲ地区)	令和6(2024)年 11月15日

(農村振興課)

栃木県告示第543号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条第3項(同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

なお、公共工事に係る発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表方法(平成20年栃木県告示第125号)は、廃止する。

令和6(2024)年12月3日

栃木県知事 福田 富一

- インターネットを利用して閲覧に供する方法
栃木県ホームページ(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/>)において公表する。
- 閲覧所を設けて閲覧に供する方法
次に掲げる閲覧所において公表する。

閲覧所	事項	閲覧に供する時間
-----	----	----------

県民プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事の発注見通し (令第5条及び第6条) ・ 入札参加資格及び指名基準 (令第7条第1項) ・ 入札及び契約の過程並びに契約の内容(令第7条第2項第2号から第10号及び第3項に規定する事項及び理由(工事発注機関が県土整備部本庁各課である場合に限る。)) 	午前9時から午後5時まで ただし、栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条例第2号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。
各工事発注機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条件付き一般競争入札参加資格 (令第7条第2項第1号) ・ 入札及び契約の過程並びに契約の内容(令第7条第2項第2号から第10号及び第3項に規定する事項及び理由(工事発注機関が県土整備部本庁各課である場合を除く。)) 	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、県の休日を除く。

(監理課)

栃木県告示第544号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年12月3日から令和7(2025)年1月6日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年12月3日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 西那須野那須線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
315	前	那須塩原市島方字中町604-33から 那須塩原市前弥六字島原115-1まで	28.0 ~ 28.0	45.7	
	後	那須塩原市島方字中町604-33から 那須塩原市北弥六字愛宕前8まで	25.0 ~ 28.0	214.9	

栃木県告示第545号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年12月3日から令和7(2025)年1月6日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年12月3日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
77	一般県道 西小埜真岡線	芳賀郡益子町大字前沢字荒町925-8から 芳賀郡益子町大字前沢字荒町925-10まで	令和6(2024)年 12月3日
315	主要地方道 西那須野那須線	那須塩原市前弥六字島原115-1から 那須塩原市北弥六字愛宕前8まで	令和6(2024)年 12月3日

(道路保全課)

栃木県告示第546号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年12月3日

栃木県知事 福田 富一

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
ハウスプラス確認検査株式会社
- 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
指定構造計算適合性判定機関の名称	ハウスプラス確認検査株式会社	ハウスプラス住宅保証株式会社

- 変更年月日

令和6(2024)年12月1日

(建築課)

監査委員

栃木県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6(2024)年12月3日

栃木県監査委員 森 澤 隆
同 鎌 形 俊 之
同 佐 藤 良
同 渡 辺 幸 子

監査の結果の措置状況
(指摘事項)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
医療政策課	令和6(2024)年 8月20日	重要物品の管理において、所属内の認識不足により、重要物品の存否や利用状況を把握していないものが3件あり、そのうち1件については存在が確認できないなど、適正に管理されていないかった。 今後は、適切な物品管理体制の構築に努められたい。	当該物品は取得後20年以上を経過しており、病院への保管委託に係る覚書等の適切な手続・管理がなされていなかったため、担当及び所属の認識不足が生じたことによるものです。 今回の監査結果を受け、当課所管の全ての重要物品について再点検を実施し、存在が確認できない1件を除く全物品の所在及び使用状況の再確認を行いました。 当該物品は現状としては病院における訓練での使用以外での使用実績が乏しいことから、今後の活用方針や保管方法等を早急に検討の上、不用と判断された物品については速やかに処分を実施するこ

			<p>ととし、引き続き保管委託により保有継続する場合は、病院と保管方法等に係る覚書を締結することといたします。</p> <p>なお、存在が確認できなかった1件については、改めて病院内で所在確認を行いました但し所在を確認できず、今後の使用見込みもないことから、台帳から削除することといたします。</p> <p>再発防止策として、当課所管の全ての重要物品について、県物品シールを貼付するなど適正な管理を徹底するとともに、毎年度、その管理状況や使用状況についてグループリーダー以上の職位者によるチェックを徹底いたします。</p>
県南環境森林事務所	令和6(2024)年6月28日	<p>栃木県林業振興協会県南支部会計において、令和5年度の事務局監査で準公金の適切な管理の徹底について指導を受けたにもかかわらず、現金を金庫等の鍵のかかる場所に保管せず、また、現金出納簿を整備していないなど、準公金の管理が不適切であった。</p> <p>速やかに、準公金の適切な管理を徹底するとともに、内部統制を有効に機能させるため、職員の意識付けの徹底と事務処理体制の見直しを図られたい。</p>	<p>本件は、当事務所における、栃木県林業振興協会県南支部会計において出納管理に関する内規等が定められておらず、出納管理について職員の裁量の余地を残しており、職員への適正な管理への意識付けが不十分であったことに起因するものです。</p> <p>今回の事案発生を受け、他の準公金の会計事務について点検したところ、現金の不適切な管理等の事案はありませんでした。</p> <p>今後、同様の誤りが発生しない取組として、当事務所における栃木県林業振興協会県南支部会計の取扱いに係る内規を定め、現金の受入れや口座への入出金等収入支出について現金出納簿を作成のうえ管理するとともに出納員(次長)、部長、課長が確認するよう事務処理体制を見直しました。</p> <p>また、職員による立替払いは行わないこととしたほか、会費等が現金で納入された場合は、原則、当日に口座へ入金し、やむを得ない場合は所内の鍵付き鉄庫にて保管して、翌営業日には口座へ入金することを徹底しました。</p> <p>さらに、財務会計全般の適正執行を徹底するため、職員全員を対</p>

			<p>象とした所内研修を実施し職員への意識付けを図りました。</p>
<p>環境保全課</p>	<p>令和6(2024)年 8月19日</p>	<p>大気汚染常時監視測定局(自動車排ガス測定局)移設業務委託において、所属内の確認不足を要因として、別途産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託で実施した基礎撤去等の業務を仕様書に定め、設計積算を行っていたこと、及び実施不要となった一部の業務について変更設計を行わなかったことから、設計額が532千円過大となっていた。</p>	<p>本件は、担当者の理解不足と所属におけるチェック体制が不十分であったことに起因するものです。今回の事案発生を受け、ただちに類似業務について点検し、他の業務においては設計積算が適切に行われていることを確認しました。</p> <p>今後は、これまで設計者と検算者のみが行っていた設計書の確認について、グループリーダー等の審査者が設計審査を実施することにより、内部チェック体制を強化いたします。具体的には、設計者が検算者及び審査者に業務内容や設計根拠等を提示した上で、3者がそれぞれ内容確認を行うことにより、適切な事務執行に努めて参ります。</p>
<p>農業総合研究センター(「いちご研究所」・「原種農場」を含む。)</p>	<p>令和6(2024)年 7月9日</p>	<p>河内庁舎C棟分析室他移転に伴う現状復旧工事において、執行伺決裁後に工事内容に変更が生じたものの変更設計を行わないまま、見積書徴取業者に対して口頭で変更後の工事内容を説明した上で見積合わせにより請負者を決定し、工事を行わせていた。</p>	<p>本件については、旧農業環境指導センターが旧農業試験場に移転することに伴い、肥飼料の分析等で使用していた河内庁舎C棟の複数の部屋について現状復旧するために行った工事ですが、復旧の程度の検討を重ね、当初の設計とは変更となったにもかかわらず、変更設計の執行伺を作成せず、口頭による説明のみで見積徴取業者に工事内容を説明し工事を行わせてしまいました。</p> <p>その原因については、当該工事の発注に当たり、担当者が「栃木県建設工事等執行規則」等の関係規則を十分に確認せずに事務を行い、また管理職による事務の実施状況の把握や、状況に応じた担当者への支援・指導も十分でないなど、組織として工事事務を適正に執行する体制となっていなかったため、不適切な事務処理を看過してしまったものです。</p> <p>なお、このように当初の設計を変える案件はほかにないことを確認しました。</p>

			<p>今後は、工事事務の執行に当たっては「栃木県建設工事等執行規則」などの関係規則を十分に確認するとともに、工事事務に精通している関係機関から情報収集を行いながら適切な事務を行います。また、財務会計研修等の機会を通じて、職員の知識・能力の向上を図るとともに、定例の課内打合せの際に進捗状況を確認するなど、組織的なチェック及び支援の体制を実効性のあるものにするこ とで、組織としての事務執行能力の向上と、再発防止に努めて参ります。</p>
健康体育課	令和 6 (2024) 年 8 月23日	<p>令和 5 年度の定期監査において、報償費の支払遅延について注意事項となったにもかかわらず、所属内の認識不足により、委員会委員に係る報償費及び特別旅費の支出時期が 8 か月遅延しているものがあつた。</p> <p>今後は、実効性のある再発防止策を講じるなど、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>本件は、担当者の事務処理の失念及び所属内の確認不足により発生したものです。</p> <p>令和 5 年度の定期監査で注意を受けて、同様の案件が発生しないよう課内に周知を図ったところですが、情報共有や声かけだけでは対応が不十分であつたと重く受け止めております。</p> <p>なお、本件以外の支出事務の処理状況を確認しましたが、同様の案件はありませんでした。</p> <p>再発防止に向けて、報償費の支出に係るチェックリストを作成し、複数名で確認するよう課内のチェック体制を強化いたしました。</p> <p>また、令和 6 年度から各担当に行政職員を配置し、財務会計事務のサポート体制を整備したところ です。</p> <p>今後は、職員全員が財務会計事務や関係諸規定の知識向上に努めるよう周知を図っていくとともに、内部チェック体制を十分に機能させることにより適正な事務の執行に努めて参ります。</p>

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6(2024)年12月3日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 令和6(2024)年度とちぎの公共交通データ更新業務委託
- (2) 業務委託内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7(2025)年3月14日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「その他のサービス」のうち、小分類「検査、分析」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 入札参加申請日(又は入札通知日)から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までに、公共交通に関する分析又は計画策定を含む業務を国又は地方公共団体から請け負い、履行した実績を有する者であること。
- (5) 栃木県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県県土整備部交通政策課
電話028-623-2447

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和6(2024)年12月3日から同月12日まで入札情報システム上で公開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和6(2024)年12月18日午後5時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、同日午後5時までに(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も可とする。

イ 開札の日時及び場所

令和6(2024)年12月19日 午後2時

栃木県県土整備部交通政策課(栃木県庁本館14階)

- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

- (5) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (2) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年10月1日改正)第19条第1項及び第2項に掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(3) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 詳細は、入札説明書による。

(交通政策課)